

環境省廃棄物規制課 前田りさ氏 2024.12.9

K 2:00 コンクリート破片のほうは、工事が始まってすぐに片づけました。

しかし、破片は、警察が廃棄物と判断して現場検証しました。

(警察は)基礎のほうは、まだはっきり判断はしていません。

M 2:57 最終的な判断は自治体が判断することになるんですが、

一般的に事業活動に伴って出てきたものであれば産廃になるので、

コンクリート基礎が解体工事に伴ってでてきたものと判断されるので  
あれば産廃になると思われま。

K 3:06 「地下工作物について」という環境省通知は日本建設業連合会のガイドラインに関連して出されていますが、都は、最初は「ガイドラインに基づいて廃棄物でない」と判断できると主張したんですよ。

都と激論をしたときは、そのガイドラインを知らなかったので論破できなかったのですが、その時にもらったリーフレットを見たら、廃棄物でない  
と判断するための3条件のうち2番目をコンクリート基礎が明らかに満たしていないので、そのことを指摘したら、翌日電話してきて、ガイドライン  
は引っ込めて、総合判断説に論拠を変えます、と言ってきたんです。

そこで、総合判断説の挙げている五つの条件に基づいて、コンクリート  
基礎が廃棄物でないこと、及びコンクリート破片が廃棄物であることを  
説明するように、ということで表を送ったんですよ。

そうしたら、表への記入ではなく、「工事を中断して、再開する意図があるから」という回答が返ってきたんです。

そこで、その見解の根拠はどこにあるんですか、根拠を示してください、  
との要求を出したんです。それに対する返事はまだありません。

環境省の一廃担当の山下さんともやり取りしたんですが、山下さんの  
回答を簡潔に申しますと。廃棄物か否かは総合判断説に因る、総合判断  
切に基づいて廃棄物と判断されれば、建築物の解体としてではなく、廃棄  
物の処理として行なわなければなりません、ということで、私見と全く  
一致しました。

そのことは都に言っているんですが、「一廃担当の人ではだめで、産廃担  
当の人でなければ」と言って聞かないんですよ。

都の返信メールや総合判断説に基づく記入を要求した表等の資料は、  
帰京したらすぐにお送りしますが。

M 7:11 有難うございます。

お話はよく分かったんですが、最終的には、東京都が判断することになる。

K それは結構ですが、個別事例としてなく一般の見解としてコメントして  
いただきたいと思います。

M 7:36 それは、山下も申し上げた通り、廃棄物か否かは総合判断説による、産廃  
か否かは事業活動に伴って排出されたか否かによる。

K 7:54 すいません。事業活動に伴ってというところで、がれき類(コンクリート

がら)の場合、排出事業者は解体事業者になるんですよね、そこが普通の産廃と違うんですよね。

M そうですね。

K 建築物を有用物として占有してきたのは家主ですもんね。  
ですから、通常の産廃と同じように考えれば、家主が排出事業者になるんですが、そうはせずに、解体業者を排出事業者としているのは、そのようにすると、一廃の場合に、市町村に処理責任が生じることになり、それは到底無理だからだと思っんですよ。

M そうですね。そうです。

K 結局、破片と基礎の違いは、土地に定着しているかどうかだけなんですよ。

M はい。

K 土地に定着していることを根拠に廃棄物でないと主張するにはガイドラインや環境省通知が挙げている条件をすべて満たしているから、というしかないんですよ。

M そうですね。

K そのことが確認できればいいんですが。

明後日帰京後に電話して資料をお送りしたいんですが、宜しいでしょうか。

M かしこまりました。